

平成 27 年 3 月 19 日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後 2 時 00 分 開議)

(出席議員 16 名)

1 番	福 田 晃 悦
2 番	稲 岡 健太郎
3 番	南 正 紀
4 番	寺 井 強
5 番	堂 下 健 一
6 番	南 政 夫
7 番	下 池 外巳造
8 番	須 磨 隆 正
9 番	越 後 敏 明
10 番	田 中 正 文
11 番	富 澤 軒 康
12 番	櫻 井 俊 一
13 番	林 一 夫
14 番	戸 坂 忠寸計
15 番	久 木 拓 栄
16 番	山 本 辰 榮

(欠席議員)

なし

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	小 泉 勝
副 町 長	庄 田 義 則
教 育 長	守 田 廣 三
総 務 課 長	寺 尾 隆 之
富 来 支 所 長	坂 本 英 人
企 画 財 政 課 長	新 田 辰 巳
税 務 課 長	土 田 善 博
住 民 課 長	山 科 等

健康福祉課長	山本政人
環境安全課長	増田廣樹
商工観光課長兼情報推進課長	浜村大
農林水産課長	松田正剛
まち整備課長	細川一元
富来病院事務長	北富美夫
会計管理者(会計課長)	谷場可一
学校教育課長	寺澤俊彦
生涯学習課長	平井清

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	安田朗
議会事務局次長	村井直

(議事日程)

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 町長提出 議案第4号ないし第33号及び第38号ないし第50号
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第3 定住対策にかかる調査の件 (委員長報告、質疑)
- 日程第4 町長追加提出 議案第51号及び第52号 (提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)
- 日程第5 委員会提出 発委第1号 (趣旨説明、質疑、討論、採決)
- 日程第6 各委員会所管事務調査事項の閉会中継続審査の件
- 追加日程第1 福田晃悦君ほか7名の議員辞職の件
- 追加日程第2 越後敏明君ほか7名の議員辞職の件

(開 議)

富澤軒康議長 ただ今の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸般の報告

富澤軒康議長 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。諸般の報告を終わります。

(午後2時1分 久木拓栄議員退室)

日程第2 町長提出 議案第4号ないし第33号及び第38号ないし第50号（委員長報告、質疑、討論、採決）

富澤軒康議長 次に、町長提出 議案第4号ないし第33号及び第38号ないし第50号を、一括して議題とします。

以上の各案の、委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会副委員長、寺井強君。

寺井強総務常任副委員長 当委員会審査日において、委員長が都合悪く欠席のため、副委員長が報告をいたします。

今定例会において、総務常任委員会に付託された議案10件について、去る12日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求め審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第4号 平成26年度志賀町一般会計補正予算（第5号）については、国の補正予算に加え、事業の確定及び精算見込みなどによる所要額を補正するもので、歳入では、国の補正予算による交付金や補助金及び普通交付税の増額など、歳出では、国の補正予算による地域住民生活等緊急支援交付金事業や原子力災害対策施設整備事業、新規就農総合支援事業の計上などが主なものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審査に際し、委員からは、地域住民生活等緊急支援交付金事業などについての質問がなされ、町長及び担当課長等から詳細な説明を受けております。

次に、議案第11号 平成26年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）については、防災行政無線施設整備事業において、工事の完了に伴い不用額の減額を行うものであるとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 14 号 志賀町職員の配偶者同行休業に関する条例については、関係法律の一部改正に伴い、外国で勤務をする配偶者と職員が生活を共にすることを可能とする休業制度を設けるため、条例を制定するものであるとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 19 号 志賀町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の全部を改正する条例について、議案第 20 号 志賀町公告式条例等の一部を改正する条例については、ともに関係法令の一部改正に伴う条例の改正との説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 21 号 志賀町行政手続条例の一部を改正する条例については、「行政手続法の一部を改正する法律」の施行に伴う、条例の改正であるとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 22 号 志賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、法律との整合性を図るため、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 23 号 志賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、法改正に伴う条例の一部改正であるとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 24 号 志賀町手数料条例の一部を改正する条例については、航空写真図等の交付手数料を規定するため、条例の一部改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 33 号 志賀町過疎地域自立促進計画の一部変更については、事業の追加等、計画の一部変更を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審査に際し、委員からは、過疎対策事業債の充当事業についての質問がなされ、町長及び担当課長等から詳細な説明を受けております。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

(午後 2 時 9 分 久木拓栄議員入室)

富澤軒康議長 教育民生常任委員会委員長、田中正文君。

田中正文教育民生常任委員長 教育民生常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、教育民生常任委員会に付託されました議案 16 件につきまして、去る 13 日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第 4 号 平成 26 年度志賀町一般会計補正予算（第 5 号）につきましては、民生費では、臨時福祉給付金や介護保険特別会計繰出金を減額、衛生費では、海岸漂着物回収処理委託料の減額、消防費では、原子力災害対策施設整備費の増額、教育費では、志賀町陸上競技場トイレ整備費の減額など、事業費の確定及び精算見込みに伴う補正が主なものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審査に際し、委員からは、学校給食費や陸上競技場の状況、子育て世帯臨時特例給付金の減額要因についての質問がなされ、町長及び担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第 5 号 平成 26 年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、歳入では、事業の確定見込みによる一般会計繰入金や基金繰入金を増額し、歳出では、平成 25 年度療養給付費等負担金の額の確定に伴う返還金の増額等を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 6 号 平成 26 年度志賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、歳入では、保険基盤安定負担金及び事業費負担金等の確定見込みによる一般会計繰入金の減額、歳出では、一般管理費や後期高齢者医療広域連合納付金の確定見込みによる減額を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 9 号 平成 26 年度志賀町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、歳入では、国庫負担金等の確定見込みによる減額、歳出では、介護サービス給付費負担金等の確定見込みによる減額のほか、介護給付費準備基金積立金の増額を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 10 号 平成 26 年度志賀町立診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、歳入では、保育所検診に係る医師派遣収入や予防接種料の増額、歳出では、医薬材料費の増額を行うものとの説明を受け、

採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 13 号 平成 26 年度志賀町立富来病院事業会計補正予算（第 2 号）につきましては、収益的支出では、手術件数の増に伴う手術材料費の増額、資本的収入では、エックス線テレビシステム更新事業の確定見込みによる企業債の減額を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 15 号 志賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例については、子ども・子育て支援法の規定に基づき、志賀町における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 16 号 志賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例について、議案第 17 号 志賀町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例について、及び議案第 18 号 志賀町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例につきましては、第 3 次地方分権一括法による介護保険法の一部改正に伴い、必要な事項を定める条例を制定するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 25 号 志賀町立公民館条例の一部を改正する条例については、志賀町立稗造公民館の設置地番が、地籍調査の確定により変更になったことから、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 26 号 志賀町体育施設条例の一部を改正する条例につきましては、公の施設の見直し方針に基づき、富来勤労者体育センターを平成 27 年 3 月 31 日で廃止するとともに、稗造スポーツセンターの設置地番が、地籍調査の確定により変更になったことから、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 27 号 志賀町保育所条例の一部を改正する条例については、子ども・子育て支援法の制定及び児童福祉法の一部改正に伴い、所要の

改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 28 号 志賀町福祉金支給条例の一部を改正する条例については、現行制度で行われている志賀町敬老福祉金支給事業と敬老会米寿祝事業が同一目的であることから、この 2 つの事業を整理統合し、平成 27 年度から敬老福祉金として、米寿の方を対象に 2 万円の商品券を支給することに伴い、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審査に際し、委員からは、敬老福祉金の支給方法について質問がなされ、担当課から詳細な説明を受けております。

続いて、議案第 29 号 志賀町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法の改正に伴い、所得水準に応じ、保険料の細分化を行うなど、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 32 号 志賀町病院事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例については、地方公営企業法の一部改正に伴い、剰余金の取扱いについては、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

以上、教育民生常任委員会委員長報告といたします。

富澤軒康議長 産業建設常任委員会委員長、林一夫君。

林一夫産業建設常任委員長 産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、産業建設常任委員会に付託されました議案 7 件について、11 日、委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第 4 号 平成 26 年度志賀町一般会計補正予算（第 5 号）については、国補正に伴う交付金を活用した事業費の追加及び年度末の各事業費の精算見込みなどによる所要額を補正するものであります。

主なものとしまして、土木費では、除雪機械維持管理経費、農林水産業費では新規就農総合支援事業費などの増額についての説明を受け、採決の結果、全

会一致をもって可決すべきものと決しました。

審査に際し、委員からは、6次産業化ネットワーク活動事業費補助金の減額要因や宿泊振興レンタカー利用助成金の利用状況についての質問がなされ、町長及び担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第7号 平成26年度志賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について及び議案第8号 平成26年度志賀町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、いずれも事業の完了及び精算見込みに伴う所要額の補正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審査に際し、委員からは公共下水道工事に伴う水道事業への補償費の内容について質問がなされ、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第12号 平成26年度志賀町水道事業会計補正予算（第2号）については、事業の精算見込みによる所要額の補正を行う旨の説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審査に際し、委員からは、谷屋栗山地区の老朽管更新工事費の減額理由についての質問がなされ、町長及び担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第30号 志賀町道路工事分担金徴収条例の一部を改正する条例については、合併協定に基づき、道路工事の地元分担金について、町内の基準を統一するものであるとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号 志賀町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例については、地方公営企業法、地方公営企業法施行令等の一部改正に伴い、組入れ資本制度とみなし償却制度の改正を行うものであるとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第38号 志賀町道路線の変更について（町道第854号坪野滝谷線）は、坪野地内の町道第854号坪野滝谷線の終点位置を変更し、路線の

延長を行うものであります。現地を視察し、説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会委員長報告といたします。

富澤軒康議長 予算特別委員会委員長、越後敏明君。

越後敏明予算特別委員長 予算特別委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、町長から提出されました、平成 27 年度の各予算について審査を行うため、去る 10 日に予算特別委員会が設置されました。

当委員会では、16 日及び 17 日の両日にわたり、町長はじめ、関係職員の出席を求めて委員会を開催し、付託されました 12 会計の予算について、審査をしましたので、その結果についてご報告いたします。

平成 27 年度志賀町一般会計予算については、対前年度比 12.3 パーセント増の予算総額 150 億 2,000 万円となっており、特別会計と水道事業および富来病院事業会計を合わせた 12 会計の予算総額は、対前年度比 8.6 パーセント増の 266 億 3,000 万円余りとなっております。

審査の結果、議案第 39 号 平成 27 年度志賀町一般会計予算ないし第 50 号 平成 27 年度 志賀町立富来病院事業会計は、いずれも全会一致をもって、それぞれ原案のとおり、可決すべきものと決したことをご報告いたします。

委員会の審査経過につきましては、議長を除く全議員をもって構成された特別委員会でありますので、詳細は省略させていただきますが、特に執行部におかれましては、各予算の執行にあたり、委員会の審査の過程において、各委員から出された貴重な意見、要望等を十分に踏まえ、特に議論が集中したことについては、その理由等を十分考慮され、町の発展及び住民福祉の向上、さらには、町民の負託にこたえられるよう、格別なる配慮のもとで、適正かつ的確なる予算執行にあたられることを要望いたしまして、予算特別委員会の委員長報告といたします。

(質 疑)

富澤軒康議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(質疑なし)

富澤軒康議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

富澤軒康議長 まず、原案に反対者の発言を許します。
失礼いたしました。
これより、各案に対する討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。
(発言なし)

富澤軒康議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。
(発言なし)

富澤軒康議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

富澤軒康議長 これより、採決します。

まず、町長提出 議案第4号 平成26年度志賀町一般会計補正予算(第5号)について、を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

富澤軒康議長 起立全員。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第5号 平成26年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、ないし第13号 平成26年度 志賀町立富来病院事業会計補正予算(第2号)について、を一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 14 号志賀町職員の配偶者同行休業に関する条例について、ないし第 18 号 志賀町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について、を一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第 19 号 志賀町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の全部を改正する条例について、ないし第 32 号 志賀町病院事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例について、を一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第 33 号 志賀町過疎地域自立計画促進計画の一部変更について及び第 38 号 志賀町道路線の変更について、を一括して採決します。

お諮りします。

両案に対する委員長の報告は、原案可決であります。両案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、両案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 39 号 平成 27 年度志賀町一般会計予算について、

を採決します。この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

富澤軒康議長 起立全員。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 40 号 平成 27 年度志賀町国民健康保険特別会計予算について、ないし第 50 号 平成 27 年度志賀町立富来病院事業会計予算について、を一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は委員長報告のとおり、可決されました。

日程第 3 定住対策にかかる調査の件（委員長報告、質疑）

富澤軒康議長 次に、定住対策にかかる調査の件を議題とします。

会議規則第 41 条第 1 項の規定により、本件の特別委員会における調査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

定住対策特別委員会委員長、戸坂忠寸計君。

戸坂忠寸計定住対策特別委員長 定住対策特別委員会の調査報告をさせていただきます。

本特別委員会は、日本創成会議が発表した本町の将来推計人口と平成 17 年の本町合併時からの人口減少の現実を目の当たりにし、人口対策が喫緊の行政課題であるとの認識に立ち、議会としても人口流出や定住対策について真剣に考えていく定住対策特別委員会を、昨年 7 月 22 日に開催の第 1 回臨時会において設置し、調査にあたってまいりました。

委員会は、8 月から定例会月を除いて毎月開催し、これまで 12 回にわたって町の現状調査及び評価、分析を行い、このたび提言をまとめ上げたところであります。

本会議の場においては、詳細説明は、時間的、物理的に困難であるため、割愛させていただき、概要・要点のみを報告させていただきますが、提言書として、冊子にまとめ配付させていただいておりますので、各位におかれましては、ご高覧いただきますようお願いいたします。

それでは、調査の報告ですが、まず6つの分野、人口推計、人口動態、就業と雇用、結婚と子育て、住宅環境、教育環境の各分野にわたり調査・検討を行い、一定の結論を導きました。

まず、人口推計では、現行の第1次総合計画の計画満了年度となる平成28年の人口推計値2万1,000人に対し、石川県の推計値では平成25年で、すでにこの域に達し、総合計画推計値よりも数年早い人口減少が浮き彫りになっており、非常にショックを受けております。

また、階層別人口では、60歳から64歳の、いわゆる団塊の世代の人口が本町においても最も多く、逆に、20歳から24歳の青年層が最も少ない逆三角形の構造になっており、特に、青年層の流出は子を産む世代の減少となり、親の数が減って、さらに出生率が低下すれば、どうなっていくかは、誰でもが想像できることだと思います。また、男女別で比較しますと、特に、結婚適齢期の女性の転出が著しく、未婚率上昇の要因にもなっているものと推測されます。

続いて、人口動態では、平成17年9月の合併時から26年4月までの8年7か月で、総人口は3,089人減少しており、その要因として、自然動態では、出生数で少子化が顕著化し、死亡も増加傾向にあります。また、近年の出生状況は、志賀地域の横ばい状態に対し、富来地域は半減状態でありました。

社会動態では、転出が多い反面、転入が少なく、その差し引きは概ね150人強のマイナス値で推移しています。人口ピラミッドで階層別人口を見ますと、団塊の世代が最も多く、それを支える若年層が、年々先細りとなっております。

続いて、就業と雇用では、本町企業の実態として、小売業、建設業、製造業の3業種で町全体の従業者数の半数を超えております。

また、能登中核工業団地及び堀松工場団地の比率は全体の約22パーセントとなっており、この半数が町内からの就労者で、双方の団地の雇用依存度が高いことが伺われます。

続いて、結婚と子育てについてであります。結婚適齢期の20歳から44歳

までの男女の未婚率は約 40 パーセントと高く、近年は晩婚化に加え、一生独身を貫く方が増えていることが判明しています。対象者それぞれに理由はあるものと思いますが、未婚率の上昇は、定住対策を考える上で重要な課題であります。

また、子育て支援については、本町単独で実施する施策が多く、近隣市町と比較しても手厚い支援がありますが、それらの施策があまり知られていない点も否めず、今後は本町の優位性をうまくアピールしていくことが望まれます。

続いて、住宅環境についてです。町営住宅の入居状況や町が施行した西山台ニュータウンの分譲状況などから判断しますと、町内での住宅需要は高いものと思われませんが、単身者向け賃貸住宅の提供や所得が少ない若年層向けの住宅需要に配慮した施策が望まれるところであります。

また、西山台ニュータウンについては、町内転入者が比較的少なかったことから、高浜地区で造成する定住促進住宅については、積極的に外部へのPRを展開し、転入者を増加させるよう望むものであります。

続いて、教育環境についてであります。特に、志賀高等学校を中心とする町内生徒の進路について、進学状況や卒業後の進路調査を行いました。中学校から高校進学率については、志賀高校へは直近3か年では23から33パーセントと、地元高校にしては、決して高い率とはいえず、羽咋高校や七尾高校、羽咋工業高校等への進学が最近伸びを見せており、特に、富来中学校では、平成25年度の羽咋高校への進学者数が志賀高校を上回る状況となっております。

根本的な原因は、それぞれの価値観や選択肢によって進学を希望する生徒の考えによることと推察しますが、中学校の教員の指導や親御さんの考えなどによっても左右されると思うところもあり、志賀高校に進学者が増えるよう諸対策を講ずるにあたり、町としても多角的に支援をしていく必要があると思えます。

また、高校卒業後の進路については、町外の進学校に進んだ生徒は、大学へ進学したまま帰ってこないケースが多く見受けられ、志賀高校においても近年は国公立大学等への進学が顕著な一方で、町内就職率は高いものとは言えず、大学等卒業後においても志賀町に帰っていただけるような就業の場の確保が必要と感じております。

以上が資料やデータから伺える主な課題等でありましたが、各分野の状況から、人口減少の原因にかかる根源について、次のことが推測されました。

1 番目に、若年層の転出過多により、子どもを産む世代が減少している。2 番目に、少ない若年層間で結婚率が低下し、さらに晩婚化している。3 番目に、子どもを産む世代が少ない中で、出生率が低下している。

以上の3点が相乗的に重なり、若年者が流出し、結婚率が低下、少子化という悪循環を生じさせ、人口減のもっとも大きな原因となっております。この悪循環を断たなければ、人口は急角度で減少の一途を辿ることがデータから読み取られるわけであり、つまり、このデータが示すものとは、若者の流出自体は社会減となりますけれども、これに起因する結婚世代の減少は、未婚率と少子化の上昇と相乗し、自然減の大きな原因となるということが言えます。そこで、状況と原因が分かれば、その対応・対策ということになるわけであり、提言では、定住対策の基本戦略として、ねらいと、キャッチフレーズ、基本コンセプトを掲げ、それぞれに応じた方針や事業例からなる基本計画を作成し、原因に対する対応方針と事業、それによってどのような効果が期待されるかを、表にまとめ、103の事業を提案しました。

基本計画の内容につきましては、配付の提言書に掲載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思いますが、ねらいと、キャッチフレーズ、コンセプトについては、説明させていただきますと、まず、ねらいですが、若年者流出から結婚率が低下、そして少子化になるという悪循環を断ち、人口減少率の低減を図るため、転出者の抑制と転入者及び結婚・出生数の向上を図ることとしています。

計画のキャッチフレーズは、住めばいいこといっぱい志賀町とし、住みやすさや住むメリットがある志賀町を目指しています。

基本コンセプトは、志賀町にとどまる必然性の創出、奥能登からの人口流出の堰にする、女性が住みやすく、選んでもらえる志賀町に、を念頭に据え、職場と住まいの提供拠点を創出し、女性に配慮した施策を展開することにより、若年層の流出防止とU・I・Jターンの促進を図るとともに、能登の定住先進地を目指して、女性に焦点をあて、どこにも負けない子育て支援を図る施策を展開するということでもあります。

この基本戦略のもとに、103 の事業案を展開することで、人口流出防止と定住促進が図られるという図式となっていますが、実質、6 か月余りの調査期間で時間的な制約等もあったため、不備・不足な点もあり、完全なものとは言い難いものですが、委員みんなが真剣に議論し、提言をとりまとめたものであり、それぞれの思いが込められた提言書でもあります。

議会には執行権は付与されていませんが、執行部におかれましては、提言をご斟酌の上、今後の計画等の参考にご採用いただければ幸いと存じます。

最後に、調査にご協力いただきました町執行部及び関係課職員に感謝を申し上げ、定住対策特別委員会の調査報告といたします。

富澤軒康議長 報告を終わります。

(質 疑)

富澤軒康議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(質疑なし)

富澤軒康議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

日程第4 町長追加提出 議案第51号及び第52号 (説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

富澤軒康議長 次に、本日、町長から追加提出のありました、議案第51号及び第52号を一括して議題とします。

両案に対する提案理由の説明を求めます。

小泉町長。

小泉勝町長 去る3月3日に提出しました案件に追加して、本日提出することをお認めいただきました契約案件2件について、その概要をご説明を申し上げます。

議案第51号 工事請負契約の締結については、志賀町放課後児童クラブ建築工事の請負契約を、南建設株式会社 代表取締役 北省一と2億9,041万2,000円で締結をしたいので、関係法令の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第52号「工事請負契約の締結について」の議決の一部変更については、今定例会初日に、ナナオ土建株式会社 志賀営業所営業所長 柴垣 康

宏を契約の相手方とし、議決をいただいた「都市計画道路町道第 169 号福野川尻橋線道路新設工事」に係る工事請負契約について、平成 27 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に基づき、契約金額を 33 万 480 円増額し、4,762 万 8,000 円といたしたいので、関係法令の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で追加提案の説明を終わりますが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

富澤軒康議長 説明を終わります。

お諮りします。

両案につきましては、急施事件につき、この際、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、両案は、直ちに採決することに決しました。

これより採決します。

採決は、起立によって行います。

まず、町長提出 議案第 51 号 工事請負契約の締結について「志賀町放課後児童クラブ建築工事」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15 名)

富澤軒康議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 52 号「工事請負契約の締結について」の議決の一部変更について（都市計画道路町道第 169 号福野川尻橋線道路新設工事）を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 14 名)

富澤軒康議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 委員会提出 発委第1号（趣旨説明、質疑、討論、採決）

富澤軒康議長 次に、本日、議会運営委員会委員長から提出のありました発委第1号志賀町議会委員会条例の一部を改正する条例について、を議題とします。本案の提出者から、説明を求めます。

議会運営委員会委員長、下池外巳造君。

下池外巳造議会運営委員長 はい、議長。

委員会条例改正議案の説明をさせていただきます。このたび提出しました、発委第1号 志賀町議会委員会条例の一部を改正する条例について、を説明させていただきます。

当議会では、予算審議において、これまで当初予算は議長を除く全議員で特別委員会を設置し、全員で審議してまいりましたが、その後の補正予算については、各常任委員会ごとに分割して付託され、また、予算執行の結果ともいふべき、決算審査についても通常9名だけの委員で審査され、予算全体の流れを把握することは困難でありました。

各段階での予算執行状況を見ることは、町の政策や事業の流れのほか、事業の効果や成果を知ることができ、当初予算から決算までを一連のものとして全員で審査することが、もっとも重要なこととの観点に立ち、予算決算常任委員会を設置するとともに、これまでの常任委員会を再構築し、新しい委員会として、総務産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、そして、予算決算常任委員会の3常任委員会に改め、議会の活性化を図るものであります。

また、併せて、今般、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会の委員長が教育長に改正されたことを受け、字句の改正を行うものであります。

議員各位におかれましては、議員活動の活性化に向けた今回の提案趣旨をご理解のうえ、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

富澤軒康議長 説明を終わります。

（ 質 疑 ）

富澤軒康議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(質疑なし)

富澤軒康議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

富澤軒康議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

富澤軒康議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

富澤軒康議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

富澤軒康議長 これより採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

富澤軒康議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

日程第6 各常任委員会所管事務調査事項の閉会中継続審査の件

富澤軒康議長 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、所管事務調査の閉会中継続審査の申し出がありましたので、これを議題とします。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。ここで、暫時休憩します。

(午後2時54分 休憩)

(再 開)

(午後3時4分 再開)

(出席議員 16名)

1番	福	田	晃	悦
2番	稲	岡	健	太郎
3番	南		正	紀
4番	寺	井		強
5番	堂	下	健	一
6番	南		政	夫
7番	下	池	外	巳造
8番	須	磨	隆	正
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	戸	坂	忠	寸計
15番	久	木	拓	栄
16番	山	本	辰	栄

(欠席議員)

なし

富澤軒康議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中、福田晃悦君、稲岡健太郎君、南正紀君、寺井強君、堂下健一君、南政夫君、下池外巳造君、須磨隆正君から議員の辞職願が提出されました。

お諮りします。

福田晃悦君ほか7名の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、福田晃悦君ほか7名の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1 福田晃悦君ほか7名の議員辞職の件

富澤軒康議長 福田晃悦君ほか7名の議員辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、福田晃悦君、稲岡健太郎君、南正紀君、寺井強君、堂下健一君、南政夫君、下池外巳造君、須磨隆正君の退場を求めます。

(午後3時8分 福田晃悦議員、稲岡健太郎議員、南正紀議員、寺井強議員、堂下健一議員、南政夫議員、下池外巳造議員、須磨隆正議員退場)

富澤軒康議長 ただいまの出席議員は8名で定足数に達しております。

職員に各辞職願を朗読させます。

安田朗議会事務局長 それでは、朗読させていただきます。

志賀町議会議員 福田晃悦。辞職願。このたび、一身上の都合により平成27年4月30日議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

志賀町議会議員 稲岡健太郎。辞職願。このたび、一身上の都合により平成27年4月30日議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

志賀町議会議員 南正紀。辞職願。このたび、一身上の都合により平成27年4月30日議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

志賀町議会議員 寺井強。辞職願。このたび、一身上の都合により平成27年4月30日議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

志賀町議会議員 堂下健一。辞職願。このたび、一身上の都合により平成27年4月30日議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

志賀町議会議員 南政夫。辞職願。このたび、一身上の都合により平成27年4月30日議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

志賀町議会議員 下池外巳造。辞職願。このたび、一身上の都合により平成27年4月30日議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

志賀町議会議員 須磨隆正。辞職願。このたび、一身上の都合により平成27年4月30日議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

富澤軒康議長 これより、一件ずつ採決します。

お諮りします。

福田晃悦君の議員辞職を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、福田晃悦君の議員辞職を許可することに決しました。

続いて、お諮りします。

稲岡健太郎君の議員辞職を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、稲岡健太郎君の議員辞職を許可することに決しました。

続いて、お諮りします。

南正紀君の議員辞職を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、南正紀君の議員辞職を許可することに決しました。

続いて、お諮りします。

寺井強君の議員辞職を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、寺井強君の議員辞職を許可することに決しました。

続いて、お諮りします。

堂下健一君の議員辞職を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、堂下健一君の議員辞職を許可することに決しました。

続いて、お諮りします。

南政夫君の議員辞職を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、南政夫君の議員辞職を許可することに決しました。

続いて、お諮りします。

下池外巳造君の議員辞職を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、下池外巳造君の議員辞職を許可することに決しました。

続いて、お諮りします。

須磨隆正君の議員辞職を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、須磨隆正君の議員辞職を許可することに決しました。

福田晃悦君、稲岡健太郎君、南正紀君、寺井強君、堂下健一君、南政夫君、下池外巳造君、須磨隆正君の入場を求めます。

(午後 3 時 16 分 福田晃悦議員、稲岡健太郎議員、南正紀議員、寺井強議員、堂下健一議員、南政夫議員、下池外巳造議員、須磨隆正議員入場)

富澤軒康議長 ここで暫時、休憩します。

(午後 3 時 17 分休憩)

(再 開)

(午後 3 時 19 分再開)

(出席議員 16 名)

1 番	福 田 晃 悦
2 番	稲 岡 健太郎
3 番	南 正 紀
4 番	寺 井 強
5 番	堂 下 健 一
6 番	南 政 夫

7番 下池外巳造
8番 須磨隆正
9番 越後敏明
10番 田中正文
11番 富澤軒康
12番 櫻井俊一
13番 林一夫
14番 戸坂忠寸計
15番 久木拓栄
16番 山本辰榮

(欠席議員)

なし

富澤軒康議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中、越後敏明君、田中正文君、富澤軒康君、櫻井俊一君、林一夫君、戸坂忠寸計君、久木拓栄君、山本辰榮君から、議員の辞職願が提出されました。お諮りします。

越後敏明君ほか7名の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、越後敏明君ほか7名の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第2 越後敏明君ほか7名の議員辞職の件

富澤軒康議長 越後敏明君ほか7名の議員辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、越後敏明君、田中正文君、富澤軒康君、櫻井俊一君、林一夫君、戸坂忠寸計君、久木拓栄君、山本辰榮君の退場を求めます。

(午後 3 時 20 分 越後敏明議員、田中正文議員、富澤軒康議員、櫻井俊一議員、林一夫議員、戸坂忠寸計議員、久木拓栄議員、山本辰榮議員退場)

(富澤軒康議長退場により、南政夫副議長が議長席へ)

南政夫副議長 議長が退場したため、地方自治法第 106 条第 1 項の規定により、副議長が議事を行います。

ただ今の出席議員は 8 名で、定足数に達しております。

職員に各辞職願を朗読させます。

安田朗議会議務局長 朗読いたします。

志賀町議会議員 越後敏明。辞職願。このたび、一身上の都合により平成 27 年 4 月 30 日議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

志賀町議会議員 田中正文。辞職願。このたび、一身上の都合により平成 27 年 4 月 30 日議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

志賀町議会議員 富澤軒康。辞職願。このたび、一身上の都合により平成 27 年 4 月 30 日議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

志賀町議会議員 櫻井俊一。辞職願。このたび、一身上の都合により平成 27 年 4 月 30 日議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

志賀町議会議員 林一夫。辞職願。このたび、一身上の都合により平成 27 年 4 月 30 日議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

志賀町議会議員 戸坂忠寸計。辞職願。このたび、一身上の都合により平成 27 年 4 月 30 日議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

志賀町議会議員 久木 拓栄。辞職願。このたび、一身上の都合により平成 27 年 4 月 30 日議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

志賀町議会議員 山本 辰榮。辞職願。このたび、一身上の都合により平成 27 年 4 月 30 日議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

南政夫副議長 これより、一件ずつ採決します。

お諮りします。

越後敏明君の議員辞職を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫副議長 ご異議なしと認めます。

よって、越後敏明君の議員辞職を許可することに決しました。

続いて、お諮りします。

田中正文君の議員辞職を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫副議長 ご異議なしと認めます。

よって、田中正文君の議員辞職を許可することに決しました。

続いて、お諮りします。

冨澤軒康君の議員辞職を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫副議長 ご異議なしと認めます。

よって、冨澤軒康君の議員辞職を許可することに決しました。

続いて、お諮りします。

櫻井俊一君の議員辞職を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫副議長 ご異議なしと認めます。

よって、櫻井俊一君の議員辞職を許可することに決しました。

続いて、お諮りします。

林一夫君の議員辞職を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫副議長 ご異議なしと認めます。

よって、林一夫君の議員辞職を許可することに決しました。

続いて、お諮りします。

戸坂忠寸計君の議員辞職を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫副議長 ご異議なしと認めます。

よって、戸坂忠寸計君の議員辞職を許可することに決しました。

続いて、お諮りします。

久木拓栄君の議員辞職を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫副議長 ご異議なしと認めます。

よって、久木拓栄君の議員辞職を許可することに決しました。

続いて、お諮りします。

山本辰榮君の議員辞職を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫副議長 ご異議なしと認めます。

よって、山本辰榮君の議員辞職を許可することに決しました。

越後敏明君、田中正文君、富澤軒康君、櫻井俊一君、林一夫君、
戸坂忠寸計君、久木拓栄君、山本辰榮君の入場を求めます。

(午後 3 時 27 分 越後敏明議員、田中正文議員、富澤軒康議員、櫻井俊一議員、林一夫
議員、戸坂忠寸計議員、久木拓栄議員、山本辰榮議員入場)

南政夫副議長 議長と交代いたします。

(南政夫副議長降壇)

(閉 議 ・ 閉 会)

富澤軒康議長 以上をもちまして、今定例会の議事、すべて終了しました。

町長が発言を求めておりますので、これを許可します。

小泉町長。

小泉勝町長 発言の機会をいただき、誠にありがとうございます。3月3日に開会した平成 27 年第 1 回志賀町議会定例会の閉会にあたり、議員の皆様には御礼を申し上げます。今議会では一般会計のほか、特別会計及び企業会計を合わせて 12 会計の平成 27 年度当初予算をご審議いただくとともに、そのほか平成 26 年度補正予算、条例の制定及び一部改正、さらには工事請負契約に関する案件などについて、いずれも慎重審議のうえにも円滑にすべて可決をしていただき、心から御礼を申し上げます。

今定例会の会期中に議員各位からいただきましたご指摘やご提案などは、その趣旨を十分に踏まえ、町政に反映させながら将来にわたって安心して暮らせる住みよい町づくりを推進していきたいと考えております。

来る 4 月 26 日には志賀町議会議員選挙が執行されます。立候補を予定されている議員の皆様方には、全力を挙げて頑張ってください、また、この議場で

必ずお会いできるように心から祈念を申し上げまして、平成 27 年第 1 回の志賀町議会定例会の閉会にあたっての御礼の御挨拶とさせていただきます。

皆さんどうか頑張ってください。

富澤軒康議長 平成 27 年第 1 回志賀町議会定例会は、本日をもって閉会します。

(午後 3 時 29 分 閉会)

議 長 報 告

1 議長報告第 6 号

入札結果報告について

(平成 27 年 3 月 9 日 4 件)

2 議長報告第 7 号

要請書について

- ・合併特例債の適用期間の再延長を求めることについて

3 議長報告第 8 号

志賀町教育委員会報告書

- ・平成 25 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書の提出について

4 議長報告第 9 号

例月出納検査の結果について

(平成 27 年 2 月 24 日実施分)

5 議長報告第 10 号

閉会中の継続審査について

- ・総務常任委員会委員長
- ・教育民生常任委員会委員長
- ・産業建設常任委員会委員長

- ・ 議会運営委員会委員長

6 議長報告第 11 号

委員会審査報告について

- ・ 総務常任委員会委員長
- ・ 教育民生常任委員会委員長
- ・ 産業建設常任委員会委員長
- ・ 予算特別委員会委員長

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 富澤 軒 康

志賀町議会議員 山本 辰 榮

志賀町議会議員 福田 晃 悦